

表 面

身 分 証 明 書		第	号
写 真	官 職 氏 名 生年月日	上記の者は、民事裁判情報の活用の促進に関する 法律第17条第1項に規定する立入検査又は質問を 行う職員であることを証明する。	
	交付日 (年 月 日 まで有効)	法 務 大 臣	
			印

裏 面

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和七年法律第四十九号）抜粋

（報告及び検査）

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則（令和八年法務省令第一号）抜粋

（身分を示す証明書）

第十八条 法第十七条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

注. 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番（64×91mm）とすること。